

マイナンバーカードの交付時に必要なもの

本人確認書類

下記の表で「ア」の書類をお持ちの場合は1点お持ちください。「ア」がない場合は「イ」から2点お持ちください。
※いずれも原本に限ります

ア	・運転免許証 ・運転経歴証明書(交付日がH24. 4. 1以降に限る) ・パスポート ・在留カード(顔写真付きに限る) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳(顔写真付きに限る)
イ	・資格確認書 ・介護保険被保険者証 ・母子健康手帳 ・各種医療受給者証(子ども医療証など) ・学生証 ・社員証 ・預金通帳(本人名義のもの) ・診察券(氏名と生年月日が印刷されたもの)

初めての交付

- ①同封のはがき
- ②同封の暗証番号記載票
- ③本人確認書類(上記表参照)
- ④通知カード

(お持ちの方のみ。紛失された方は紛失届の記入が必要です)

※15歳未満の方や成年被後見人の場合は上記に加えて

- ⑤法定代理人の本人確認書類(上記表参照)
- ⑥法定代理人の代理権確認書類(同一世帯の親子の場合は不要です)



2回目以降の交付

- ①同封のはがき
- ②現在お持ちのマイナンバーカード
※紛失している場合は再発行手数料 1,000円 (電子証明書不要の場合は800円)
- ③本人確認書類(上記表参照)
- ④同封の暗証番号記載票(暗証番号は以前と同じでも可)
※15歳未満の方や成年被後見人の場合は上記に加えて
- ⑤法定代理人の本人確認書類(上記表参照)
- ⑥法定代理人の代理権確認書類(15歳未満の方の同一世帯の親子の場合は不要です)

代理交付について（必ずご確認ください）

病気、身体の障がい、その他のやむを得ない理由により、ご本人がお越しいただけない場合、代理交付には、下記のものがが必要です。

（15歳未満、妊婦、高校生・高専生は代理交付可能です）

※習いごと、仕事はやむを得ない理由とならないため、必ずご本人が来庁ください。

- ①同封のはがき（あらかじめ「本人の住所・氏名」、「代理人の住所・氏名」、「暗証番号」を記入のうえ、目隠しシールを貼ってください）
- ②ご本人の本人確認書類の原本（「ア」2点または「ア」・「イ」からそれぞれ1点）
- ③代理人の本人確認書類（「ア」2点または「ア」・「イ」からそれぞれ1点）**【注1】、【注2】、【注3】**
※代理人が法定代理人（15歳未満の方や成年被後見人）の場合は、「法定代理人の代理権確認書類」が必要です。（15歳未満の方の同一世帯の親子の場合は不要です）
- ④来庁（所）が困難なことを証する書類
（身体障害者手帳、施設の入所証明、病院の診断書、母子健康手帳（妊婦）、学生証（高校生・高専生）等）
- ⑤通知カード（お持ちの方のみ。紛失された方は紛失届の記入が必要です）

【注1】マイナンバーカードの申請時に1歳未満であった方は、「ア」（顔写真付き）の書類は不要です。
「イ」の書類から2点お持ちください。

【注2】15歳未満の方（未就学児・小学生・中学生）で上記の「ア」（顔写真付き）の本人確認書類がご用意できない場合は「イ」から2点ご用意のうえ、縦5cm×横4cmでお顔が確認できる現像した写真（スマートフォンの画面提示は**不可**）をお持ちください。顔写真の証明として資料に添付していただきます。

【注3】長期入院、または施設入所されている方で、上記の「ア」（顔写真付き）の本人確認書類がご用意できない場合は、別途書類（院長・施設長からの署名された書類に現像した写真を貼付したもの）が必要となります。書類の入手に関しましては下記にお問い合わせください。

お問い合わせ・ご予約
富田林市マイナンバーカードコールセンター

0721-26-9815

平日／第1・第2日曜日
9:00～17:30

（土曜日・上記以外の日曜日・祝日・
年末年始を除く）